

兵庫県立生野高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立生野高等学校

1 学校の方針

本校の綱領「自己を知り、自己に培い、社会を知り、社会を愛せ」に基づいて、自ら目標を持って学ぶ力を養うとともに、知・徳・体の調和した、心豊かで自立した人間の育成を目指している。全校生が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため、「兵庫県立生野高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は令和8年度に創立113年目を迎え、伝統の上に更なる発展を目指している。南但地区の最南端に位置し、朝来市唯一の普通科高等学校である。校長のリーダーシップの下、学校改革に取り組み、平成30年度からは「観光・グローバル類型」、「地域探究類型」をスタートし、新たな学びの実現に挑戦している。

いじめについては、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る。いじめは決して許される行為ではない。」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、養護教諭、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する関係者等から構成される「いじめ対策チーム」を設置し、この組織を中心に教職員全員の共通理解の下、学校全体で日常的教育相談体制、生徒指導体制などの充実を図る。

別紙1 校内指導体制

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」などのケースが重大事態である。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、30日に満たなくとも生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、いじめ対策チームが適切に調査し、判断する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、いじめ対策チームが情報の収集、事実確認を行い、迅速に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、いじめ対策チームが中心となり、職員全体で組織的に対応する。また、専門的知識や経験を有する外部の専門家、及び関係機関との連携を図り、事態の解決にあたる。

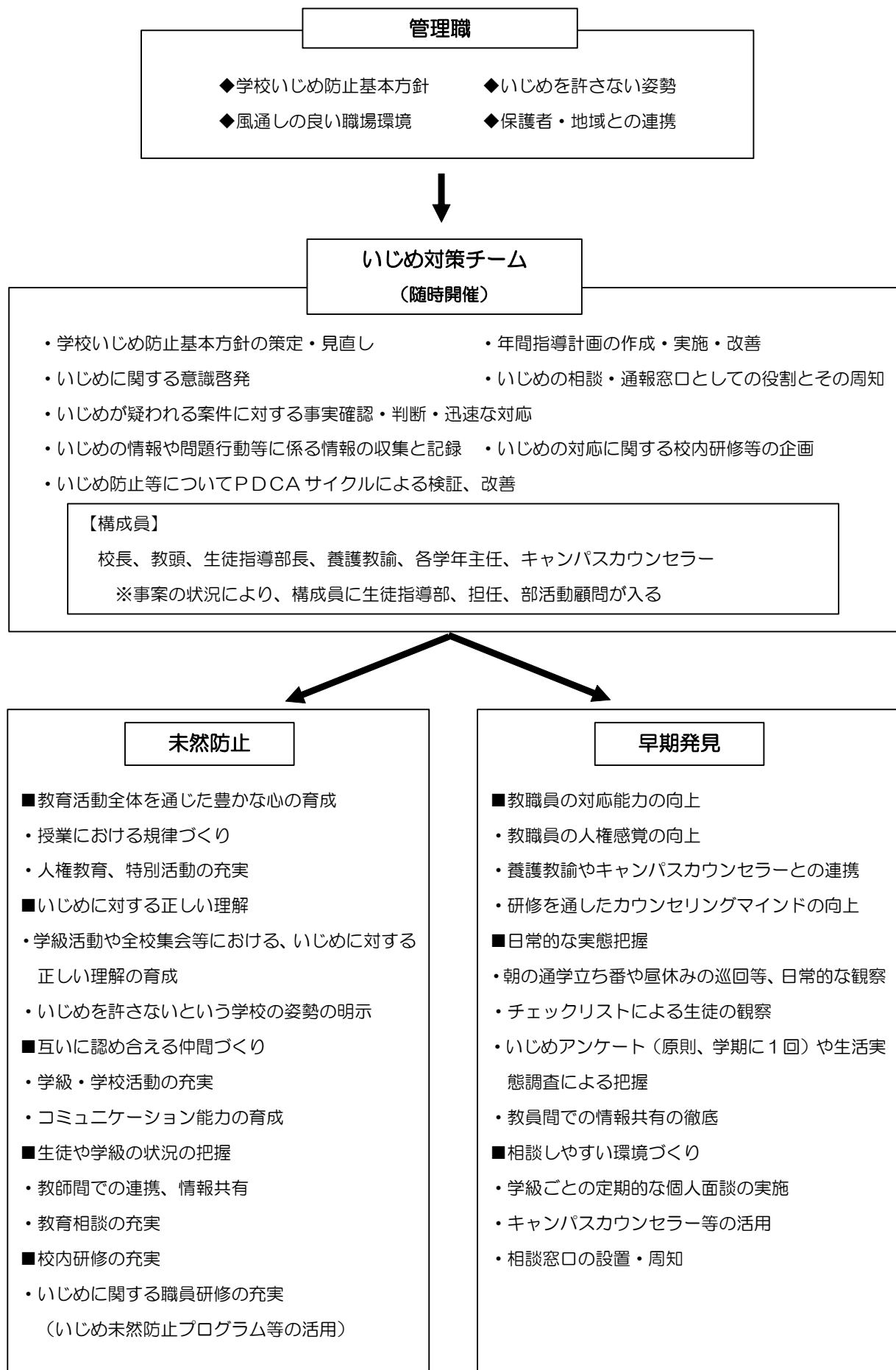
なお、事案によっては、県教育委員会が設置する学校支援チーム・高等学校問題解決サポートチームの支援を受け、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

地域から信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

(令和8年5月見直し)



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

●授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

●昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |

●清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

●その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策チーム 指導方針・計画作成	入学前の中学校との情報交換	生活実態調査①（キャリア教育部）
		学級づくり	個別面談①
		地域行事参加	
5月	保護者向け啓発		
			オープンスクール①
6月	事案発生時		
			いじめに関するアンケート①
7月	いじめ対策チーム	ネットトラブル防止講演会	
		中高連絡会（1年）	
		人権学習（3年）	三者懇談会①
8月	職員会議	カウンセリングマインド研修	
9月	いじめ対策チーム	人権学習①（2年）	生活実態調査②（進路指導部）
		地域行事参加	
10月	職員会議		個人面談②
			いじめに関するアンケート②
11月	いじめ対策チーム		
			オープンスクール②
12月	職員会議		
			三者懇談会②
1月	いじめ対策チーム	いじめに関する職員研修②	
		人権学習（1，2年）	
2月	いじめ対策チーム		
3月	いじめ対策チーム 本年度のまとめ		
			いじめに関するアンケート③

※1 事案発生時：いじめ対策チームと関係職員（生徒指導部・担任・部活動顧問）で対応し、即、管理職に報告する。

※2 職員研修会：いじめ防止に向け、本校の実態に即した研修を実施する。

※3 いじめに関するアンケート：いじめの実態を把握するために、原則として学期に1回実施する。

※4 保護者向け啓発：PTA 総会、保護者会等で、学校の指導方針を保護者へ周知する。

